

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【公表番号】特表2009-524355(P2009-524355A)
 【公表日】平成21年6月25日(2009.6.25)
 【年通号数】公開・登録公報2009-025
 【出願番号】特願2008-551431(P2008-551431)
 【国際特許分類】

H 0 4 L 12/56 (2006.01)

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 L 12/56 Z

G 0 6 F 13/00 5 1 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月19日(2010.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インターネット通信をリダイレクトするためのコンピューターシステムであって、前記システムは：

一つ以上の予め定義されたビットストリングまたは文字セットについて発信元のコンピュータからリクエストされた情報を解析するプロセッサと；

前記一つ以上の予め定義されたビットストリングまたは文字セットについてドメインネームシステム(DNS)サーバから受信した情報を解析するプロセッサと；

a) 予め定義されたビットストリングまたは文字セットの内の一つ以上が見付からなかった場合、前記リクエストされた情報の一つ以上の第1のIPアドレスを前記発信元のコンピュータに供給し、

b) 一つ以上の異なるビットストリングまたは文字セットが見付かった場合、前記リクエストされた情報の一つ以上の第2のIPアドレスを前記発信元のコンピュータに供給し、

c) 予め定義されたビットストリングまたは文字セットの内の一つ以上が見付かり、かつ高次レベルプロトコルであると推測できる場合、一つ以上の第3のIPアドレスを前記発信元のコンピュータに供給し、または、

d) 前記リクエストされた情報に係るトラフィックを修正せずに通過させるプロセッサと；

一つ以上の代替のビットストリングまたは文字セットについて前記発信元のコンピュータから前記第1、第2および/または第3のIPアドレスに提出されたリクエストを解析するプロセッサと；を備え、

前記代替のビットストリングまたは文字セットは、特定の高次レベルインターネット通信プロトコルを示す、

システム。

【請求項2】

前記高次レベルインターネットプロトコルは、HTTP、HTTPS、SMTP、FTP、SSH、Telnet、または上記IP以外のプロトコル、またはこれらの内の二つ

以上である、

請求項 1 のシステム。

【請求項 3】

一つのプロセッサを備える、

請求項 1 のシステム。

【請求項 4】

前記代替のビットストリングまたは文字セットは、特定ポート番号を經由して通信するリクエストに関連する、

請求項 1 のシステム。

【請求項 5】

発信元のコンピュータからの前記情報は DNS クエリーであり、前記予め定義されたビットストリングまたは文字セットはホスト名と関連している、

請求項 1 のシステム。

【請求項 6】

更に、前記 IP アドレスのコンピュータに接続するリクエストを受信するプロセッサを備える、

請求項 1 のシステム。

【請求項 7】

更に、特定のインターネット通信プロトコルを示す予め定義されたビットストリングまたは文字セットについて前記リクエストを解析するプロセッサを備える、

請求項 6 のシステム。

【請求項 8】

前記プロトコルが HTTP である、

請求項 2 又は請求項 7 のシステム。

【請求項 9】

前記リクエストを受信する前記プロセッサおよび前記リクエストを解析する前記プロセッサが同一プロセッサである、

請求項 7 のシステム。

【請求項 10】

更に、前記第 1、第 2 および / または第 3 の IP アドレスにプロセッサを備え、前記プロセッサは、前記発信元から送信された前記情報のコンテンツと関連する情報を含むランディングページを生成する、

請求項 7 のシステム。

【請求項 11】

前記高次レベルプロトコルは、前記発信元のコンピュータの前記 IP アドレスから推測できる、

請求項 1 のシステム。

【請求項 12】

更に、異なる IP アドレスを供給すべきでないビットストリングまたは文字セットのリストを維持する、

請求項 1 のシステム。

【請求項 13】

前記リストの項目は、前記異なる IP アドレスに提出されたリクエストを解析する前記プロセッサにより生成される、

請求項 12 のシステム。

【請求項 14】

前記リストは、一つ以上の条件または予め定義されたビットストリングもしくは文字セットが見付からない場合は、透過的に DNS 応答を渡し、条件または予め定義されたビットストリングもしくは文字セットの内の一つ以上が見付かった場合は、異なる IP アドレスを供給するプロセッサによって維持される、

請求項 1 2 のシステム。

【請求項 1 5】

更に、前記リスト作成後に一回以上リストを更新する、
請求項 1 2 のシステム。

【請求項 1 6】

前記リストは、元の IP アドレス、リクエストされるホスト名、DNS クエリーのサイズ、単一のホスト名またはドメイン名の頻度、ポート番号、日付および / または時間についてのリクエストの監視に基づいて更新される、

請求項 1 5 のシステム。

【請求項 1 7】

一つのリストが、前記異なる IP アドレスに提出される前記リクエストを解析する一つのコンピュータ上で維持され、一つのリストが、前記異なる IP アドレスに提出される前記リクエストを解析する一つのコンピュータ上で維持され、前記二つのリストが、入力共通しているか共通していないかを識別するために比較される、

請求項 1 2 のシステム。

【請求項 1 8】

一つのリストがウェブサーバ上で維持され、少なくとも二つのリストは入力共通しているか共通していないかを識別するために比較される、

請求項 1 7 のシステム。

【請求項 1 9】

前記システムは、インターネットトラフィックを解析し、監視するために用いられる、
請求項 1 のシステム。